

防火水槽簡易耐震化業務委託仕様書

令和 8 年 度
和歌山市消防局

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、和歌山市消防局（以下「当局」という。）が令和8年度に実施する既設防火水槽簡易耐震化に係る業務（以下「業務」という。）について、必要な事項を定める。

2 業務場所

業務の場所については、次のとおりとする。

和歌山市全域4箇所 40m³級2基、20m³2基（別紙1）

防火水槽概要図（別紙2）

なお、詳細については、別途指示する。

3 法令の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- （1）道路交通法
- （2）各種条例、規則等
- （3）前2号に係る法令、通達等

4 疑義の解釈

契約にあたっては、この仕様書及び設計書を十分検討の上、締結するものとし、契約後発生した疑義については、当局との協議によるものとする。

5 適用範囲

本件業務の適用範囲は、この仕様書に明記された機能・性能等の要件を十分に満たし、設計・製作・施工・試験・運搬等を含むものとする。

また、諸官庁への申請手続及び関係機関等への手続・連絡に至るまでの全てとし、必要な諸費用は受注者の負担とする。

6 諸費用

- （1）契約締結から検査費等の一切は、全て受注者が負担するものとする。
- （2）本件業務に必要な諸費用については、受注者が負担するものとする。

7 守秘義務

- （1）この仕様書に基づく全ての作業において、知り得た情報及び当局が提供した業務上の情報を第三者に開示及び漏洩しないこと。
- （2）当局が提供する資料等は、原則として貸出しによるものとし、当局と協議の上、承認を得た期限までに返却すること。
- （3）当局から提供した資料等を第三者に開示することが必要な場合は、事前に当局と協議の上、承認を得ること。

(4) 個人情報については、契約に従い守秘義務を負うこと。

8 仕様変更

契約後、仕様変更の必要が生じた場合、その変更内容が明らかに本仕様書の示す機能以上と認められる場合に限り、当局の承認後、変更することができるものとする。

9 提出書類

受注者は、(1) から (4) について契約締結後速やかに提出し、本件業務の施工・製作に先立ち、当局担当者と施工・製作上の細部にわたり、十分な打合せを行い、必要な指示を受けて承認を受けたのち施工を行うものとする。

なお、施工完了後、次の (1) から (7) について図書をファイリングして提出するものとする。

(1) 工程表	2 部
(2) 事前計画書（仮設計画、搬出入方法等）	2 部
(3) 現場監督者及び主任技術者届	2 部
(4) 緊急連絡体制表	2 部
(5) 設計承諾図	2 部
(6) 写真（施工前、施工中、施工後）	2 部
(7) その他当局が必要とする資料、写真等	必要部数

10 納期

納期は、令和 9 年 3 月 1 6 日までとする。

第 2 章 業務概要

1 業務内容

業務の範囲は、対象とする既設防火水槽の水抜き、内部清掃、実測、内面の外観調査から補修及び簡易耐震化に係るシート張り並びに水張りまでを含むものとする。

なお、業務の内容については、次のとおりとする。

ただし、次の業務は内容別に当局が完了日を指定する。

- (1) 既設防火水槽の水抜き
- (2) 既設防火水槽の内部清掃（ヘドロの除去を含む。）
- (3) 既設防火水槽の実測
- (4) 既設防火水槽の外観調査
- (5) 実測の結果に基づくシート製作
- (6) 既設防火水槽の簡易補修
- (7) 絶縁工法によるシート張り

※ 絶縁工法とは、水槽本体とシートを点接着して、本体と水槽を一体化させない工法をいう。

- (8) 防火水槽の水張り

(9) その他簡易耐震化に伴う必要な作業等

ア 防火水槽標示用看板の付属（1箇所につき、1枚）

イ 防火水槽蓋周囲の路面塗装用ペンキの付属（1箇所につき、白・黄色の4kg缶各1缶）

ウ 防火水槽蓋用取っ手の付属（1箇所につき、2対（4個））

2 施工条件

(1) 防火水槽の簡易耐震化を実施するにあたり、業務で使用する素材及び材料等（以下「素材等」という。）は、総合的なバランスを考慮して厳重に検査し、堅牢で耐久性に優れたものを使用すること。

(2) 素材等は、自社製品又は受注者の責任において品質管理できる製造業者のもので、信頼性の高いものを使用すること。

(3) 施工前に当局と十分協議し、万全な準備の上、迅速、的確に行うこと。

(4) 簡易耐震化を実施する上で、緊急的な改修、補修等が発生した場合は、関連設備等を含め受注者が施工すること。

(5) 受注者は、本件業務について疑義が生じた場合、直ちに施工を中止し、速やかに当局へ報告し、協議の上、決定すること。

(6) この仕様書に明記されていない事項にあっても、施工上及び当然必要と認められるものは、受注者の責任において実施すること。

また、使用上当然必要な設備についても、具備すること。

(7) 本件業務の施工前及び施工中について、当局が必要と認めるときは、受注者に対して質問又は必要な指示を行うことができるものとする。

3 シートの規格等

シートの規格等については、次のいずれかによるものとする。

(1) タイプ A

シートは液密処理を施した織布を塩ビ系フィルムでラミネートした多層構造のもので、長期耐久性・耐候性・耐水性・耐アルカリ性に優れた素材を使用すること。

シートの品質については、次の基本物性を満たすものとする。

項 目	規 格 値	
厚み (mm)	0.55±0.05	
重量 (g/m ²)	650±50	
引張強度 (kgf/3cm) [N/3cm]	タテ 76 [745]	ヨコ 76 [745]
引張伸度 (%)	タテ 25以下	ヨコ 25以下
引裂強度 (kgf) [N]	タテ 10 [98]	ヨコ 10 [98]

また、本シートの製袋加工については、施工時でなく事前に専門の加工所にて行い、接合部分等の漏水検査を行うこと。

(2) タイプ B

シートは、特殊配合の軟質塩化ビニルシートで強度バランスのとれた優れたもので、長期耐久性・耐候性・耐水性・耐アルカリ性に優れた素材を使用すること。

シートの品質については、次の基本物性を満たすものとする。

① 規 格

使用部位	壁 面	床 面
厚 さ	1.0mm	1.5mm
巾	1000／1500mm	1000／1500mm
長 さ	20／15m	15m

② 物 性

項 目			単位	規 格 値	測 定 値	
					MD方向	T D方向
引張性能	引 張 強 さ		N／cm ² (kgf/cm ²)	1800(184)以上	2300 (235)	2200 (224)
	伸 び 率		%	250以上	360	370
引裂性能	引 裂 強 さ		N／cm (kgf/cm)	400(41)以上	700 (71)	710 (72)
温度依存性	試験温度 60℃	引 張 強 さ	N／cm ² (kgf/cm ²)	720(73)以上	1300 (133)	1150 (117)
	試験温度 -20℃	伸 び 率	%	15以上	115	115
加熱伸縮性状		伸 縮 量	mm	伸び2以下 縮み6以下	縮み 4.5	伸び 0.5
劣化処理後 の引張性能	引張強さ比	加 熱 処 理	%	8 0 以上	100	100
		促進暴露処理		8 0 以上	95	95
		アルカリ処理		8 0 以上	100	100
	伸び率比	加 熱 処 理		7 0 以上	100	100
		促進暴露処理		7 0 以上	95	95
		アルカリ処理		9 0 以上	100	100
伸び時の劣化性状		加 熱 処 理	—	いずれの試験片 にもひび割れが ないこと。	適 合	適 合
		促進暴露処理			適 合	適 合
		オ ゾ ン処理			適 合	適 合
接合性状		無 処 理	—	基準線からのずれ及び露線の長さが 5mm以下で、かつ有害なずれなど異 状箇所がないこと。	適 合	
		加 熱 処 理			適 合	
		アルカリ処理			適 合	

1) 上表の数値は測定値の代表値である。

2) 上記の規格値、試験方法はJ I S A 6 0 0 8－2 0 0 6に依る。

3) MD(Machine Direction:製造方向)、TD(Transverse Direction:巾方向)

また、本シートは、施工後に現地で接合部分等の漏水検査を行うこと。

4 現場施工

各現場での施工は、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、契約後直ちに当局と詳細な打合せを実施し、必要な書類を提出して承諾を得たのちに着手すること。
- (2) 施工の進捗、天候等の状況を示す日報及び要点を撮影した進行管理写真を提出すること。
- (3) 施工に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとし、現場監督者を現場に配備させ、施工の責任体制を明確にすること。
- (4) 安全管理については、看板の設置やガードマンを配置させる等万全を期し、必要な関係官庁及び関係業者への届出、申請等は、受注者の負担及び責任において実施すること。
- (5) 施工に必要な関係官庁若しくは関係業者との交渉を要するとき及び交渉を受けた時は、遅滞なくその旨を当局へ申し出ること。
- (6) 業務を施工する際に発生したゴミ等は、作業終了ごとに清掃を実施した上で、適切な処分を行うこと。

5 検査

検査については、当局立会いのもと次のとおりとする。

- (1) 既設防火水槽の内部清掃完了後における内部検査
- (2) 簡易補修完了後及びシート貼り付け完了後における確認検査
- (3) 水張り完了後、2週間経過による漏水確認検査
- (4) その他当局が必要と認める検査

6 補償

施工については、全て受注者の責任において実施し、損傷等の補償は次のとおりとする。

- (1) 既設防火水槽の損傷、道路通行及び損傷並びに第三者に与えた障害に対する補償は、全て受注者がその責を負うものとする。
- (2) 万一、既存水槽に損傷を与える事態が発生した場合には、当局の指示に従い、速やかに修復すること。
- (3) 業務完了後、10年間は保証期間とする。

ただし、故意、過失等による人為的なもの又はやむを得ない事由による損傷又は剥離の場合は、協議の上、免責することができる。

また、保証期間終了後も、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する不都合箇所発生の場合は、無償にて修理又は取替を行うこと。

7 その他

本仕様書に記載のない事項についても、受注者が公表した仕様及び機能上、工作上において当然必要と思われるものは実施すること。

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めるこ

とができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

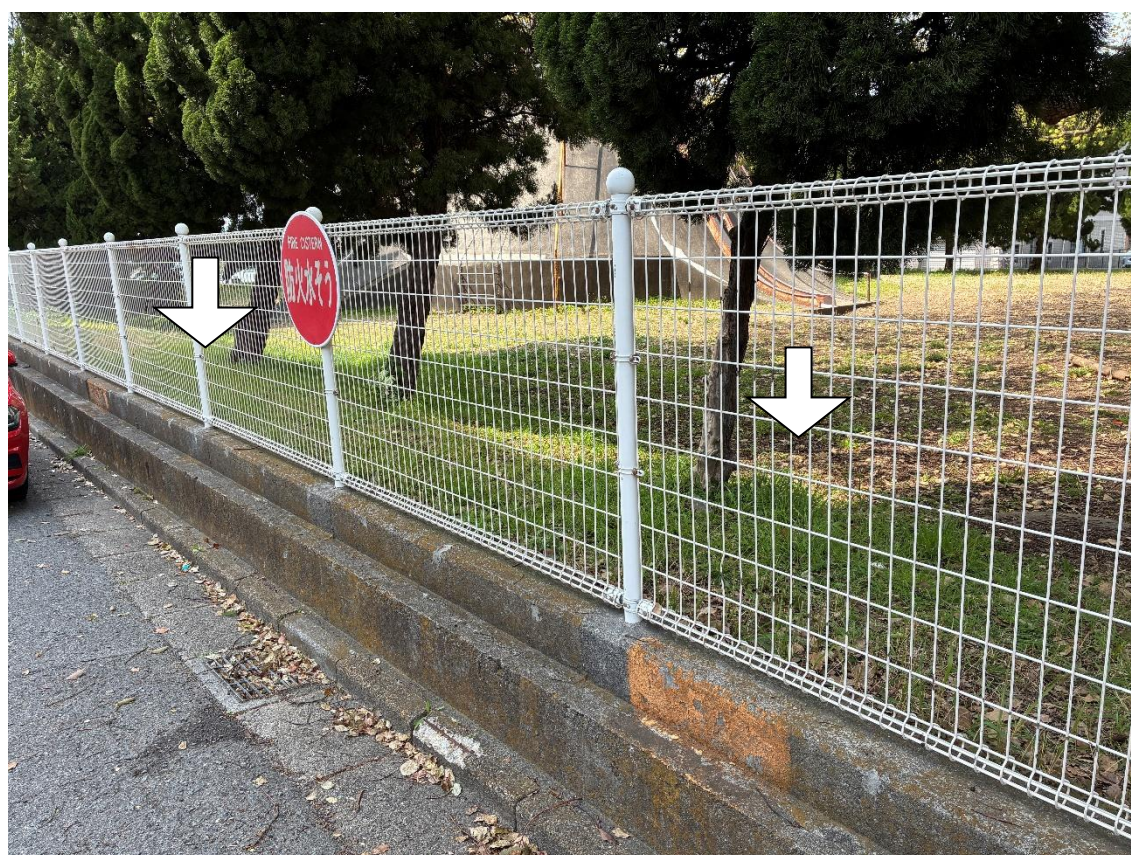
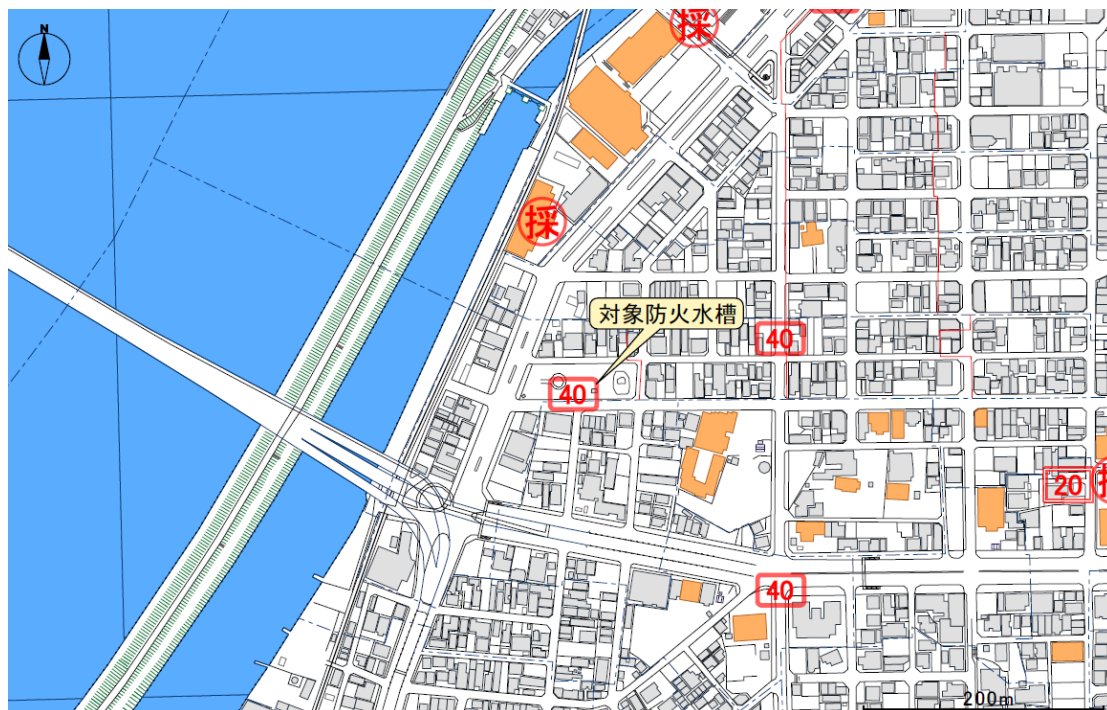
締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

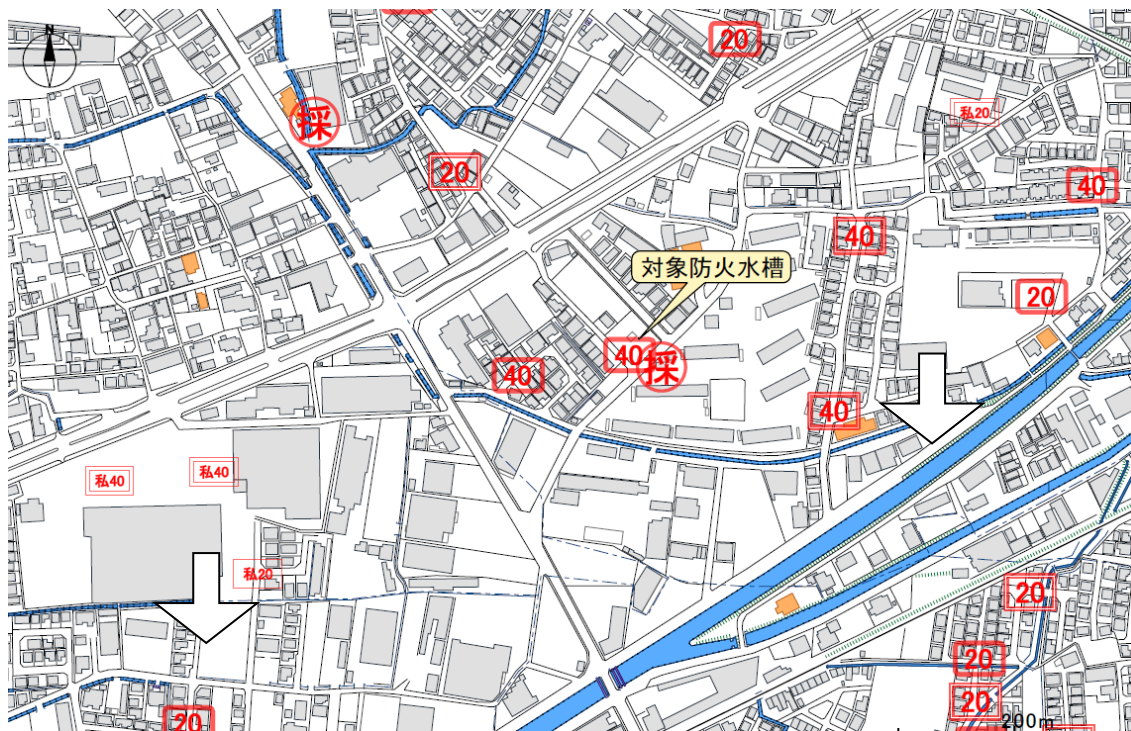
令和 8 年度 防火水槽耐震化一覧表

	整理番号	署別	地区	場所	対象物	容量	位置
1	410704	中	雄湊	久保丁 4 丁目	河岸児童公園	42	公
2	430323	北	貴志	栄谷 153	栄谷団地公園	42	公
3	410006	中	吹上	吹上 4 丁目 1-1	アズマハウス吹上ビル 先道路上	18	道
4	420166	東	小倉	上三毛 981	小倉第 1 班消防器具庫 先道路上	24	道

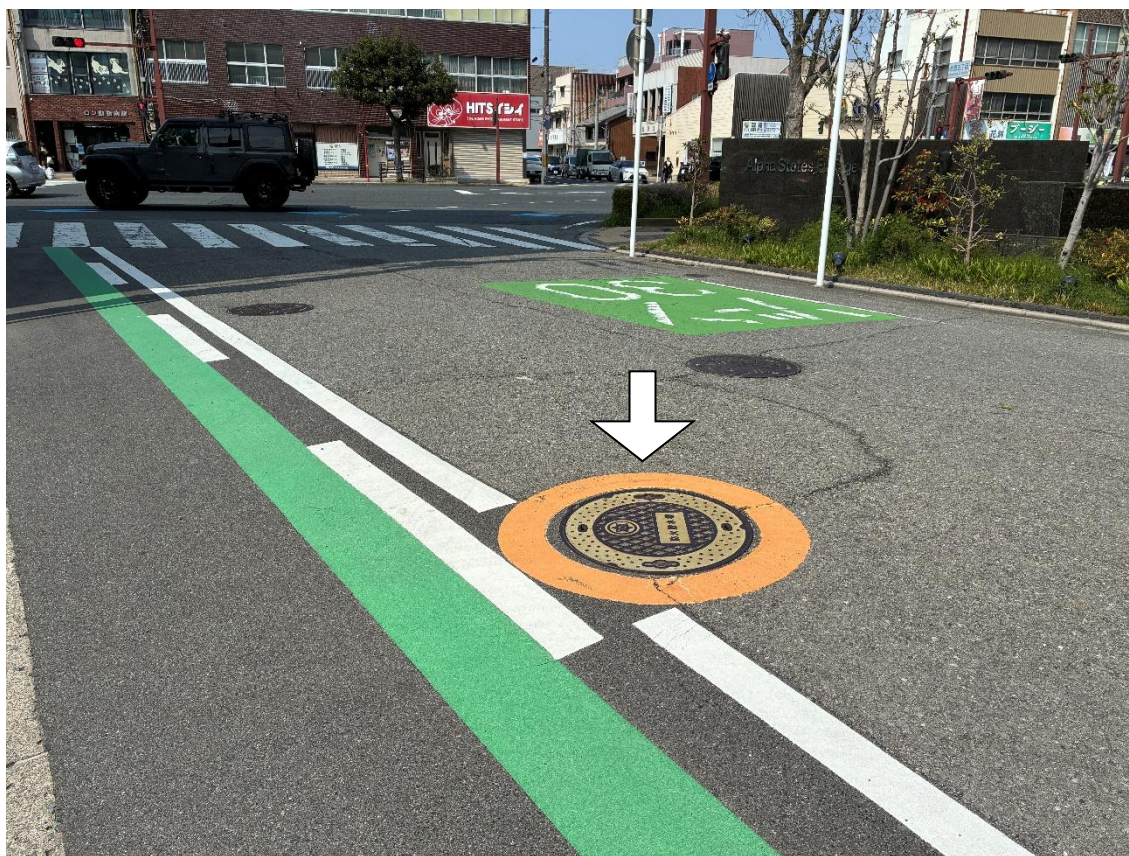
① No.4 1 0 7 0 4 (久保丁4丁目 河岸児童公園)



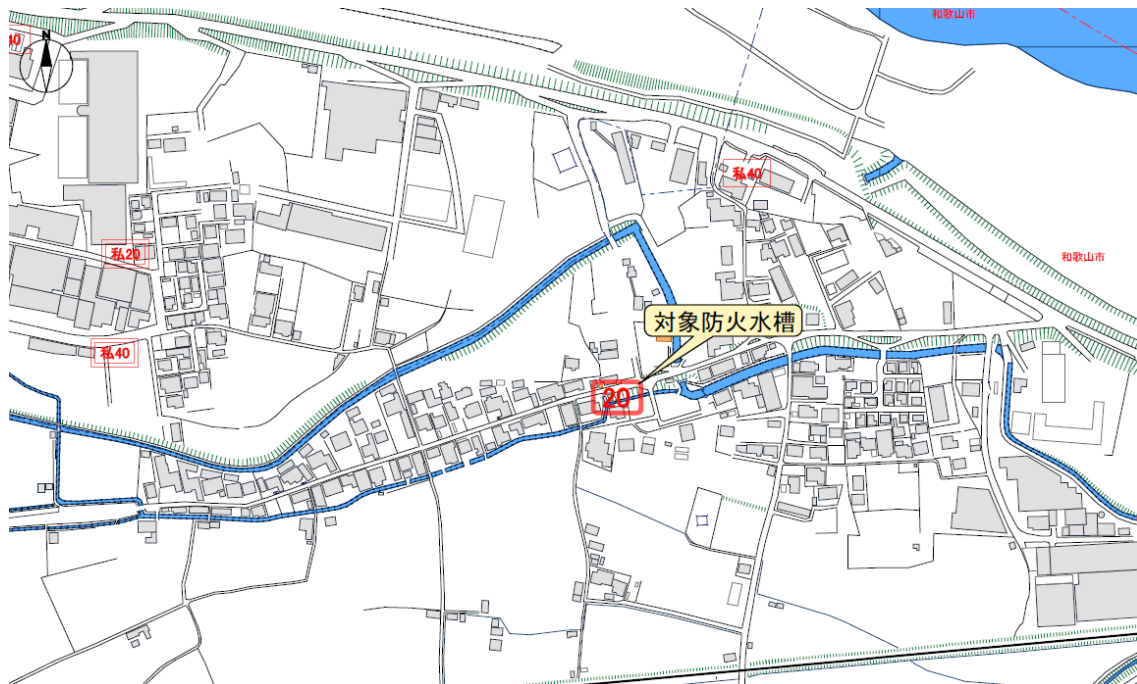
② No.430323 (栄谷153 栄谷団地公園)



③ No.410006 (吹上4丁目1-1 アズマハウス吹上ビル 先道路上)

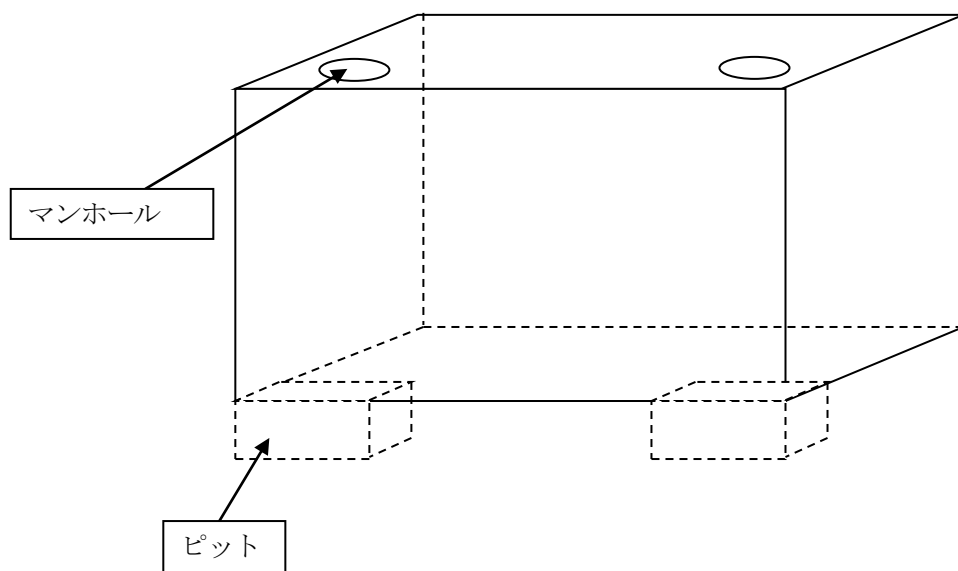


④ No.420166 (上三毛981 小倉第1班消防器具庫 先道路上)



防火水槽概要図

【直方体タイプ】



図面は、一般的な防火水槽のため、実際の形状と異なる場合があります。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

防火水槽簡易耐震化業務委託

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月16日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、施工の完成を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補修を命ぜられたときは、遅滞なく当該補修を行い、甲に補修完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、甲と協議して決定するものとする。

4 乙は検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行なった場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行つた行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- （乙の解除権）
- 第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。
- （賠償金等の徴収）
- 第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金を相殺し、なお不足があるときは乙に追徴する。
- （秘密の保持等）
- 第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （個人情報取扱特記事項の遵守）
- 第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し

てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。